

# こども育成部監査結果報告書

## 定期監査

### 1 監査の対象及び範囲

こども育成部の所管に属する平成28年4月1日から同年7月31日までに執行された財務に関する事務

### 2 監査実施の期間

平成28年8月16日から同年12月16日まで

### 3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

### 4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

### 5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

### 6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 収入に関する事務

ア 保育園において実費徴収する際の歳入の調定について、現在は事後に調定が行われているが、当該歳入は予算決算及び会計規則第 33 条に規定されている「性質上収納前に調定しがたいもの」又は「性質上納入通知書によりがたい歳入」とはいえないため、地方自治法第 231 条に基づき納入の通知の前に行うよう改められたい。

(保育運営課)

イ 乳幼児健康支援デイサービスセンター使用料に係る領収書について、収納事務を委託している指定管理者にこども育成部長名義の領収書を交付させているが、領収する者は指定管理者であるため、指定管理者名義の領収書を発行させるよう改められたい。

(教育・保育支援課)

ウ 乳幼児健康支援デイサービスセンター使用料等について、納入義務者に対して納入の通知を口頭にて行っているが、当該使用料等については予算決算及び会計規則第 37 条に規定されていないため、同規則に規定されたい。

(教育・保育支援課)

エ 乳幼児健康支援デイサービスセンター使用料について、地方自治法施行令第 158 条に基づき、当該施設の指定管理者に収納事務を委託しているが、収納事務を委託できるものとして規定されていない雑入（食事代）についても収納事務を委託する形態となっていたので、適正な事務処理となるよう改められたい。

(教育・保育支援課)

(2) 財産管理に関する事務

ア 保育園における教材費等の実費徴収として保護者から収納した現金について、一時的に保育園長名義の任意の個人名義口座に入れ保管していた。当該現金は公金であるため、任意の個人名義口座に入れることは適切ではない。公金の取扱いについて、適切な事務処理となるよう改められたい。

(保育運営課)

イ 備品の管理において、所在の確認できない物品及び備品登録されていない物品があったため、所在等を調査し、返納や受入れ等の必要な措置を講じ、適正な管理に改められたい。

(保育運営課)

ウ 公有財産台帳(副簿)の管理において、公有財産台帳価格改定通知書による価格改定(変更)の記載を一部行っていなかったため、公有財産規則に基づき適正な事務処理に改められたい。

(保育運営課)

エ 郵便切手の管理において、物品受払簿乙を使用しているものの、受払いの際に受払簿に所属長印及び担当職員の受領印がないものがあった。物品会計規則に基づき、適正な管理に改められたい。

(保育運営課及び教育・保育支援課)

オ 資金前渡の精算において、予算決算及び会計規則で定められた精算期限の10日を超えて精算が未了となっているものがあったため、今後は、予算決算及び会計規則に基づき、適正な事務処理に改められたい。

(児童相談所)

カ 資金前渡の管理において、実際には現金に過不足はなかったものの、資金前渡受払簿へ誤った金額を記入していたため、現金残高と帳簿残高が合わなかった。今後は、予算決算及び会計規則に基づき、適正に管理するよう改められたい。

(児童相談所)

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
市立馬堀小学校 学童クラブ改修 工事 (教育・保育支援課)	4,858,122円	平成28年6月21日	平成28年6月21日 ～ 平成28年9月13日